

「出来高部分払方式」平成13～15年度試行工事 フォローアップ結果

<平成16年3月末までに工期を迎えた工事のアンケート分析結果>

平成16年3月末までに工期を迎えた工事・・・85件
(前回とりまとめた18件は平成15年3月末までに工期を迎えた工事)

平成13～15年度試行工事概要

平成13～15年度試行工事件数及び今回とりまとめ件数

地方整備局名	試行工事	うち、今回とりまとめ工事
北海道開発局	22	22
東北地方整備局	13	11
関東地方整備局	4	4
北陸地方整備局	20	15
中部地方整備局	9	6
近畿地方整備局	4	0
中国地方整備局	18	9
四国地方整備局	7	4
九州地方整備局	13	11
沖縄総合事務局	6	3
合計	116	85

左表のほか、以下の工事がある。
平成12年度実施済工事：2件
営繕工事：5件

以下の【 】内については、平成15年7月発表の18件(平成15年3月末までに工期を迎えた工事)の数字を示す。

アンケートは、着手時調査、中間調査及び最終調査の3回実施。

- ・ 着手時調査：調査の実施のための基礎資料や試行工事概要等の資料収集を目的とした調査。
 - ・ 中間調査：最終調査と比較するため、中間時点において効果・課題等を把握することを目的とした調査
 - ・ 最終調査：完成後に工事期間全体を通じての効果・課題等を把握することを目的とした調査
- 中間調査結果と最終調査結果に大きな傾向の相違がみられないことから、以下、最終調査結果を記載。

平成13～15年度試行工事は116件【63件】(H13:4件、H14:56件、H15:56件、その他、H12実施済2件、営繕工事5件【4件】)である。

この116件のうち、平成16年3月末時点で工期を迎えたものは85件【18件】である。

試行工事116件【63件】の内訳をみると、10地整【10地整】(沖縄を含む)で発注。各工事の主な工事内容(工種)をみると、道路関係が77件【34件】、河川・砂防関係が32件【22件】、その他(海岸等)7件【7件】であり、道路新設・改築、河川改修等が多い。

工期は、12ヶ月超が26%(30件)【13%(8件)】、6ヶ月超12ヶ月以下が57%(66件)【62%(39件)】、6ヶ月以下が17%(20件)【25%(16件)】である。

また、3億円以上の工事が28%(32件)【14%(9件)】、3億円未満の工事が72%(84件)【86%(54件)】である。

3月末までに工期を迎えた85件【18件】についてみると、12ヶ月超が14%(12件)【11%(2件)】、6ヶ月超12ヶ月以下が62%(53件)【22%(4件)】、6ヶ月以下が24%(20件)【67%(12件)】で、工期12ヶ月以下のものが多い。前回とりまとめでは6ヶ月以下が67%と多かったが、今回のとりまとめでは6ヶ月超から12ヶ月以下が22%(4件) 62%(53件)、12ヶ月超が11%(2件) 14%(12件)とそれぞれ増加している。

また、3億円以上の工事が17%(14件)【6%(1件)】、3億円未満の工事が83%(71件)【94%(17件)】であり、大規模な工事(3億円以上)は17%(14件)【6%(1件)】と少ない。

部分払の実施回数は、3回以上実施した工事が20%(17件)【12%(2件)】、2回実施した工事が35%(30件)【11%(2件)】、1回実施した工事が45%(38件)【78%(14件)】であった。

今回のとりまとめでは、部分払の実施回数が多い工事が増えているが、3回以上実施した工事で見ると20%(17件)にとどまっている。また、この17件のうち10件は、除雪等の道路維持工事であった。

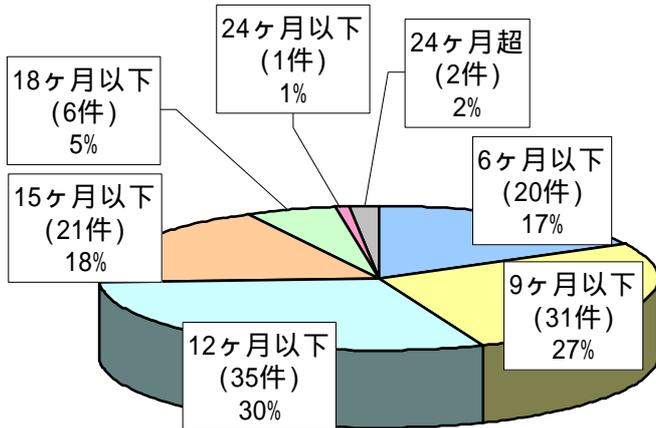
平成13～15年度試行工事116件及び平成16年3月末までに工期を迎えた85件の工事概要は、以下のとおりである。

以降の円グラフでは、四捨五入の関係で合計が100%と一致しない箇所がある。

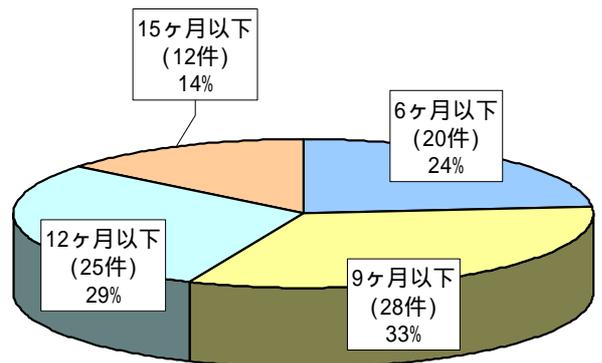
工期別件数

契約工期(変更後)の分布

試行工事116件



平成16年3月末までに工期を迎えた85件

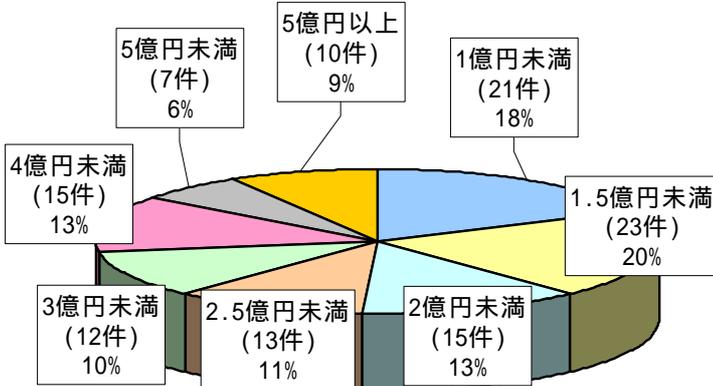


85件中、本官工事は以下のとおり
 6ヶ月以下 2件
 9ヶ月以下 7件
 12ヶ月以下 16件
 15ヶ月以下 4件
 29件

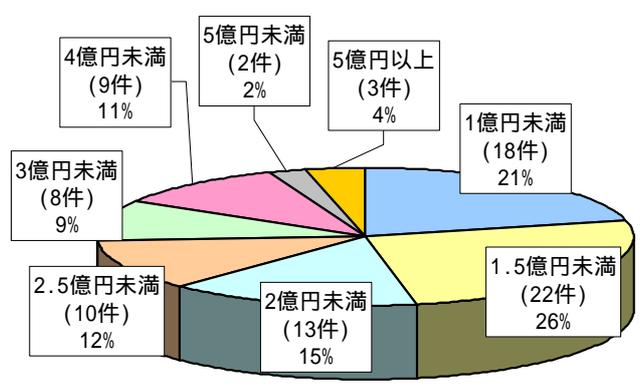
工事費別件数

工事費(変更後)の分布

試行工事116件



平成16年3月末までに工期を迎えた85件



85件中、本官工事は以下のとおり
 1 億円未満 4件
 1.5億円未満 5件
 2 億円未満 2件
 2.5億円未満 3件
 3 億円未満 3件
 4 億円未満 7件
 5 億円未満 2件
 5 億円以上 3件
 29件

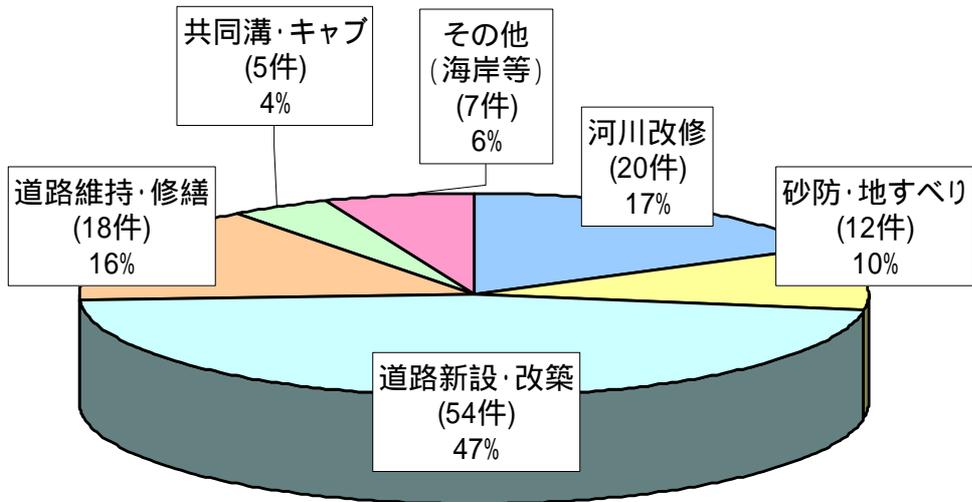
本官工事：地方整備局長がとり決める契約で一定金額以上の工事について、地方整備局で契約・検査等を行う工事

分任官工事：地方整備局事務所長がとり決める契約で一定金額以下の工事について、地方整備局事務所で契約・検査等を行う工事

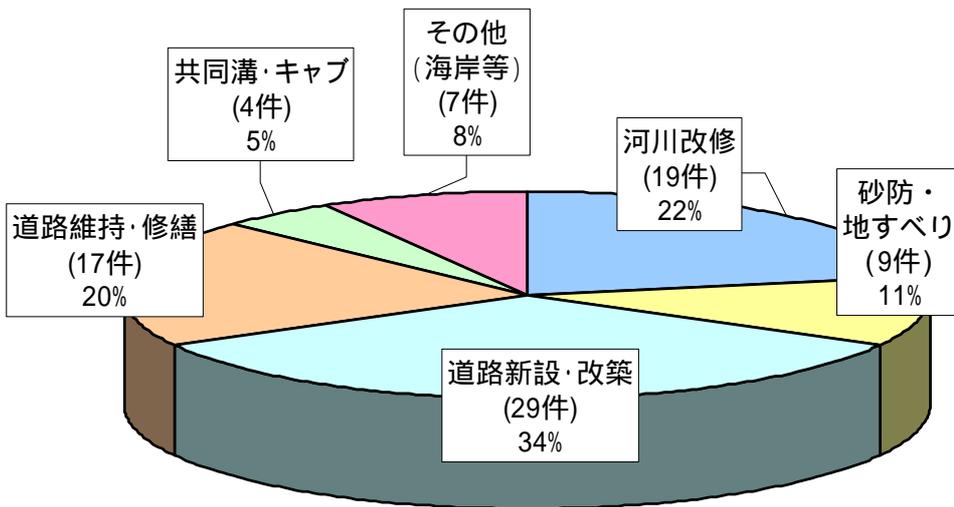
* なお、北海道開発局では、本官工事の定義が異なる。

工種別件数

試行工事116件

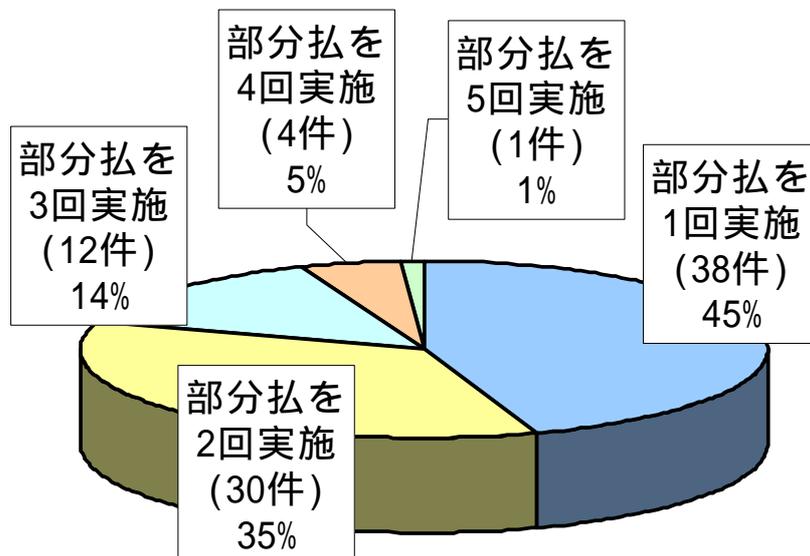


平成16年3月末までに工期を迎えた85件



部分払実施回数別件数

平成16年3月末までに工期を迎えた85件



以下の～は、すべて最終アンケートをもとに集計した結果を取りまとめたものである。工期の長い工事や部分払回数が多い工事の割合が少ないため、結果の評価の取扱には注意を要する。今後のデータの蓄積が必要。

以下の()内は、平成15年7月発表の18件の数字を示す。
また『*』は、今回新たに得られた意見を示す。

アンケート結果から得られた主な効果

1. 『より双務性の高い設計変更』

発注者側19% (20%)、請負者側25% (39%) が、設計変更協議を随時実施することにより設計変更に関するリスクを回避できるようになったと回答した。

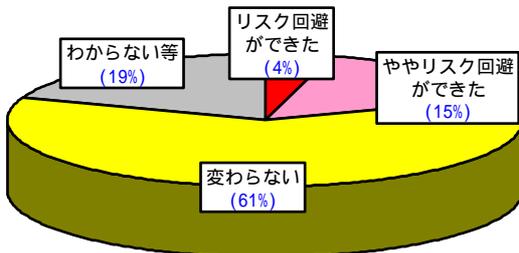
【具体的な意見】 (:発注者側、 :請負者側)

- 「思い込みや勘違いが少なくなりややリスク回避できた」(監督員、現場代理人)
- 「事後処理的な協議が少なくなると考えられる」(積算担当者)
- 「早期に問題解決ができた」(積算担当者、現場代理人)
- 「工種の多い工事では、発注者と請負者間の見込み違いが多少緩和されるように思う」(監督員)*
- 「その都度協議を行うことにより最終段階での協議が少なくスムーズになったと感じる」(現場代理人)
- / <タイムリーな協議>
- 「1回の協議案件が少なくなることから、個々の案件に時間を掛けられるようになった」(現場代理人)
- / <充実した協議>
- 「これまで、時間的に余裕がない場合等、発注者任せになり協議しないことがあったが、このようなことが少なくなる」(現場代理人) / <双務性の向上>*
- 「新工種に対する協議の回数が増え、変更工種に対しても見直しが多少でてきたように感ずる」(現場代理人)*

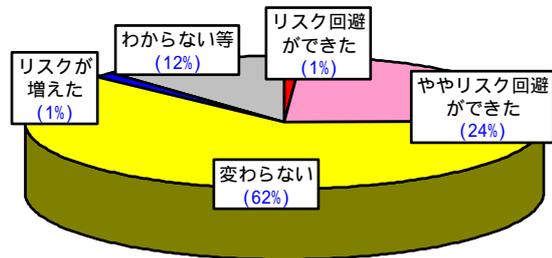
設問

設計変更協議等を随時速やかに行うことによって、最終段階での設計変更案件を巡る協議がスムーズにいかないといったリスクの回避ができるようになったと思いませんか。

【発注者側(170人)】
(対象者:監督員、積算担当者)



【請負者側(85人)】
(対象者:現場代理人)



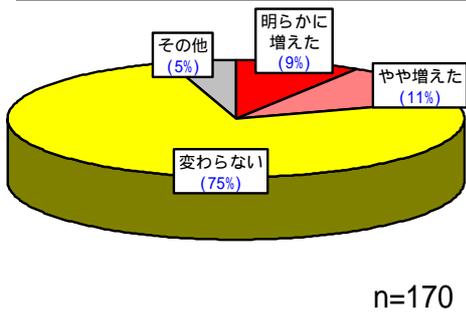
設計変更に関するリスクの回避は、協議回数に応じて差がみられる可能性があることから、協議回数が従来より増えた場合・変わらない場合に分けてリスク回避に対する意見を分析した。

設計変更に関するリスク回避ができたという意見は、発注者側では、協議回数が増えた場合で24%(17%)、変わらない場合で18%(25%)であった。一方、請負者側では、協議回数が増えた場合で42%(50%)、変わらない場合で18%(33%)であった。
設計変更協議を従来より密に行うことにより、最終段階での設計変更案件に関するリスク回避ができたという意見は、特に請負者側で42%と多く得られた。

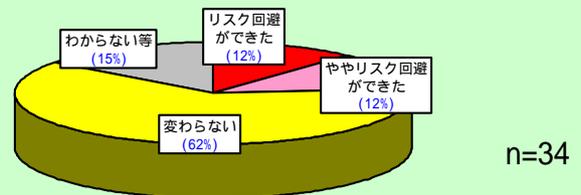
【発注者側】

(対象者：監督員、積算担当者)

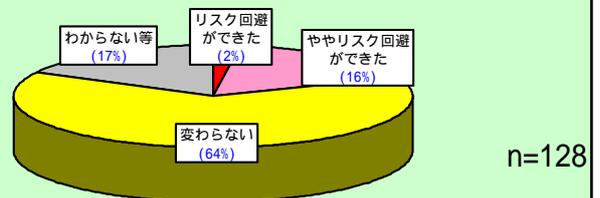
【設問】指示、協議及び設計変更等に伴う協議回数が、従来より増えましたか。



【設問】設計変更協議等を随時速やかに行うことによって、最終段階での設計変更案件を巡る協議がスムーズにいかないといったリスクの回避ができるようになったと思いますか。



【協議回数が増えたと答えた人を対象とした場合】

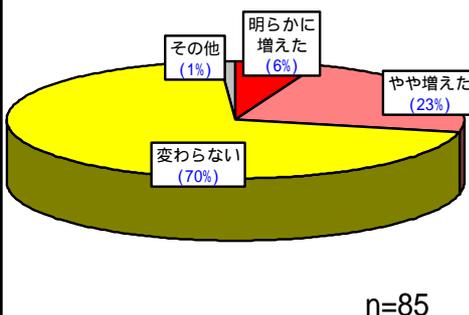


【協議回数は変わらないと答えた人を対象とした場合】

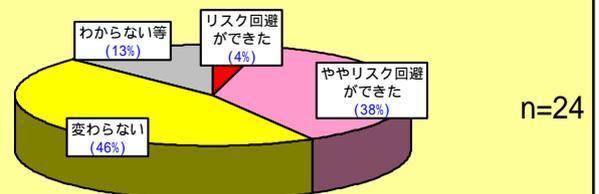
【請負者側】

(対象者：現場代理人)

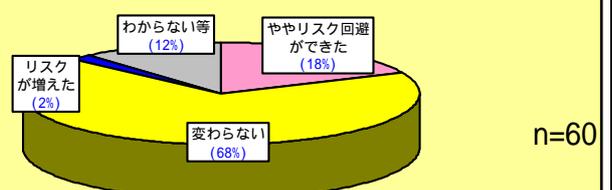
【設問】指示、協議及び設計変更等に伴う協議回数が、従来より増えましたか。



【設問】設計変更協議等を随時速やかに行うことによって、最終段階での設計変更案件を巡る協議がスムーズにいかないといったリスクの回避ができるようになったと思いますか。



【協議回数が増えたと答えた人を対象とした場合】



【協議回数は変わらないと答えた人を対象とした場合】

設計変更協議において、協議内容の充実が
 図られたという回答が発注者側13% (14%)、請負者側44% (50%)、
 以前と変わらないという回答が発注者側72% (58%)、請負者側47% (39%)、
 図られなくなったという回答が発注者側3% (6%)、請負者側1% (6%)であった。

【具体的な意見】 (:発注者側、 :請負者側)

(充実が図られた)

「まとめて変更協議を実施していたものが、分割しての協議になるため、ひとつの案件にかかる時間が増え、協議内容の充実が図れる傾向にあった」(監督員)

「工事の進捗や問題点等の現場状況がより把握できたため、図られた」(積算担当者)

「短い間隔で協議が行われることにより、現場代理人、監督員、積算担当者の3者間の意思疎通が図られた」(積算担当者、現場代理人)*

「指示が早く明確になったことで、機械・資材の手配が早くなり工程の見通しが付けやすくなった」(現場代理人)

「新工種等追加工事内容が、金額等の扱いを含めて明確になった」(現場代理人)*

(変わらない)

「従来から請負者、発注者間で協議、指示を行っていた」(監督員)

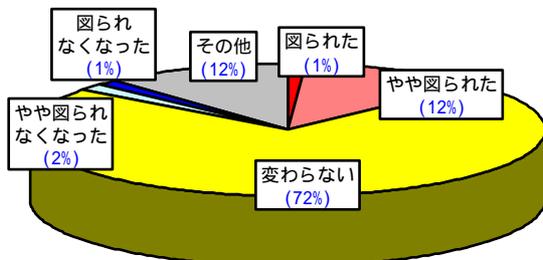
「契約変更手続の簡素化が行われていないので、変わらない」(監督員)*

「工期が短いため、変わらない。」(現場代理人)*

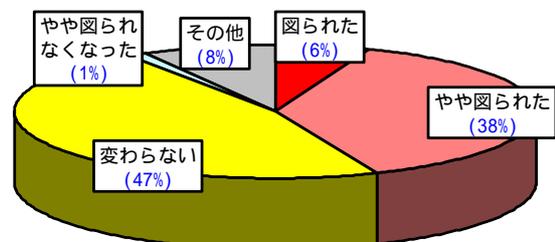
設問

短い間隔で設計変更協議を行うことにより、受発注者間での協議内容の充実が図られましたか。

【発注者側(170人)】
(対象者:監督員、積算担当者)



【請負者側(85人)】
(対象者:現場代理人)



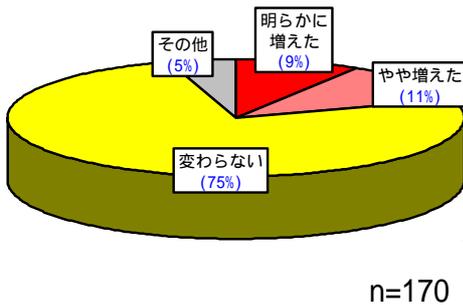
設計変更協議の充実度は、協議回数に応じて差がみられる可能性があることから、協議回数が従来より増えた場合・変わらない場合に分けて協議の充実度に対する意見を分析した。

設計変更協議内容の充実が図られるようになったという意見は、発注者側では、協議回数が増えた場合で21%(33%)、変わらない場合で11%(12%)であった。一方、請負者側では、協議回数が増えた場合で71%(75%)、変わらない場合で34%(33%)であった。
設計変更協議を従来より密に行うことにより、受発注者間での協議内容の充実が図られたという意見は、特に請負者側で71%と多く得られた。

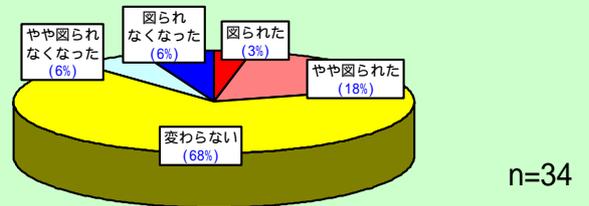
【発注者側】

(対象者：監督員、積算担当者)

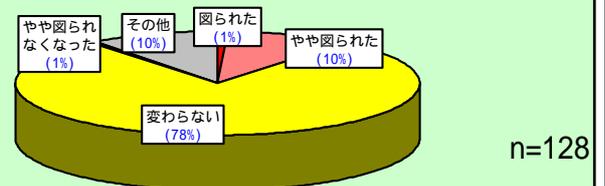
【設問】指示、協議及び設計変更等に伴う協議回数が、従来より増えましたか。



【設問】短い間隔で設計変更協議を行うことにより、受発注者間での協議内容の充実が図られましたか。



【協議回数が増えたと答えた人を対象とした場合】

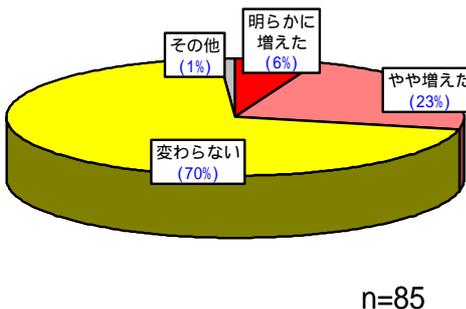


【協議回数は変わらないと答えた人を対象とした場合】

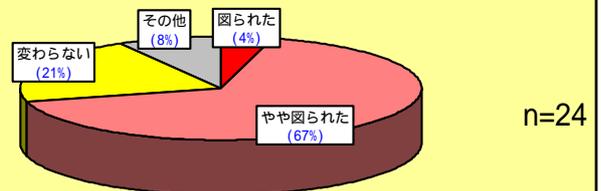
【請負者側】

(対象者：現場代理人)

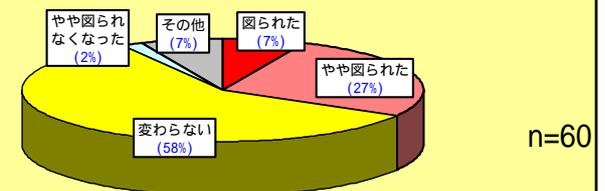
【設問】指示、協議及び設計変更等に伴う協議回数が、従来より増えましたか。



【設問】短い間隔で設計変更協議を行うことにより、受発注者間での協議内容の充実が図られましたか。



【協議回数が増えたと答えた人を対象とした場合】



【協議回数は変わらないと答えた人を対象とした場合】

2. 「受発注者のコスト意識の向上」

発注者側27%（27%）、請負者側51%（52%）が、出来高に応じた部分払や設計変更協議を行う過程で工種毎などのコスト意識が向上すると感じている。

【具体的な意見】（○：発注者側、△：請負者側）

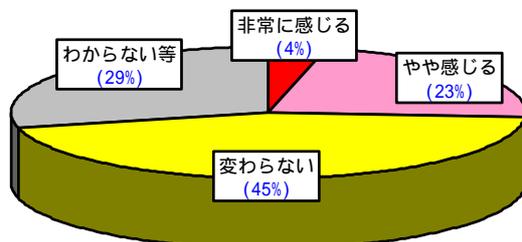
- 「工種毎の金額が正確にわかり、金額管理が容易になった」(監督員)
- 「細別毎に単価合意をしたため、構造変更に伴う工事コストの比較が容易になった」(監督員)
- 「発注者における予算管理が容易になる」(積算担当者)
- 「その都度設計変更することで、曖昧な部分が少なくなりコスト意識が向上する」(検査官)*
- 「施工の区切り毎に部分払を行うことで、工事進捗の遅れに対する意識が高まった」(積算担当者)*
- 「目に見えてできた分を発注者は支払うことで、また受注者はできた毎に請求できるため、双方ともコスト意識が向上する」(監督員)*
- 「協議時に変更金額の算出をするようになり、コスト意識が向上したと感じる」(現場代理人)
- 「工種毎に出来高に応じたコストが確認できコスト意識が向上したと感じる」(現場代理人)
- 「月毎の精算となるので、原価管理を徹底する意識を持つようになった」(現場代理人)
- 「変更要素が多いと最終段階まで原価管理が困難であるが、このリスクが回避できる」(現場代理人)
- 「出来高と実コストとの差を把握することで、一層最終コストを意識するようになった」(経理担当者(請負者))*

設問

本方式の実施により、コスト意識が向上する方向にあると感じますか。

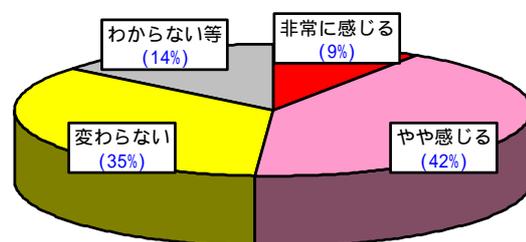
【発注者側(340人)】

(対象者:監督員、積算担当者、検査官、経理担当者(発注者))



【請負者側(170人)】

(対象者:現場代理人、経理担当者(請負者))



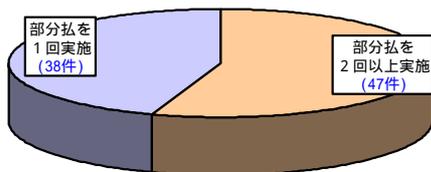
受発注者のコスト意識向上は、部分払実施回数に応じて差がみられる可能性があることから、部分払実施回数別にコスト意識向上に関する回答を分析した。

受発注者のコスト意識が向上すると感じるという回答は、発注者側では、部分払実施回数が2回以上で26% (25%)、1回で25% (27%)であった。一方、請負者側では、部分払実施回数が2回以上で56% (76%)、1回で46% (46%)であった。
 請負者側においては、コスト意識が向上すると感じるという回答は、部分払実施回数が2回以上のほうが56%と多く得られた。

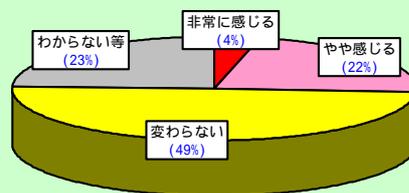
【発注者側】

(対象者：監督員、積算担当者、検査官、経理担当者(発注者))

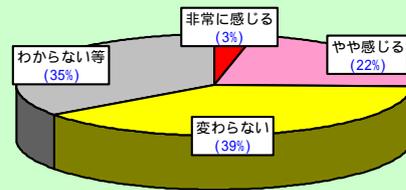
部分払実施回数



【設問】本方式の実施により、コスト意識が向上する方向にあると感じますか



【部分払を2回以上実施した工事を対象とした場合】

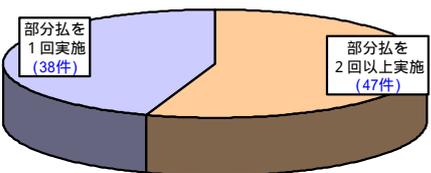


【部分払を1回実施した工事を対象とした場合】

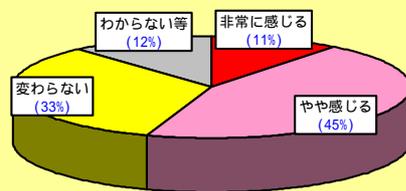
【請負者側】

(対象者：現場代理人、経理担当者(請負者))

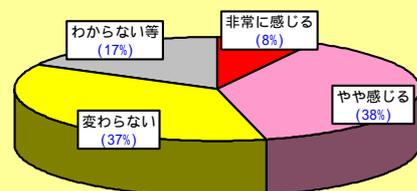
部分払実施回数



【設問】本方式の実施により、コスト意識が向上する方向にあると感じますか



【部分払を2回以上実施した工事を対象とした場合】



【部分払を1回実施した工事を対象とした場合】

3. 「経済効果の早期発現」

下請への支払形態について、従来から全額現金または短期手形で支払っている者を除いた、元請46% (56%)、下請32% (40%)を対象に分析すると、毎月現金で支払うようになった、手形の期間を短くした、現金の割合が高くなったとの回答は、元請34% (30%)、下請16% (25%) から得られた。

社内規定などから90日超の手形で支払うなど、出来高部分払試行実施要領どおり試行されていないケースが多く見受けられることから、今後、徹底が必要である。

出来高部分払試行実施要領(抜粋)

『4』下請業者への支払に対する指導

発注者は請負者に、一次下請業者に対する工事代金の支払は速やかに現金または90日以内の手形で支払うよう指導するものとする。』

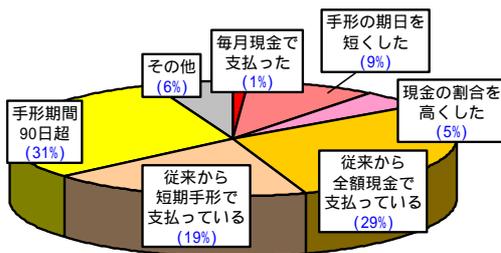
【具体的な意見】

- 「下請への支払を現金払にした」(下請)
- 「手形の期間を短縮(120日→90日)した」(現場代理人、下請)
- 「元請からの入金次第、下請に支払うため、下請への入金は早くなった」(下請)
- 「現金の割合(50%→100%)を増やした」(現場代理人)*
- 「現金による入金割合が増えることが望ましい」(下請)*
- 「全工事が出来高部分払になった場合、現金支払がスムーズになると思われる」(現場代理人)*
- 「機械リース業者への支払が全額現金になり対応が良くなった」(下請)
- 「手形の割合が減少し、現金の割合が増加した」(下請)
- 「本方式は、効果が下請まで届く方式だと思うので、全工事に適用されれば良い」(下請)*

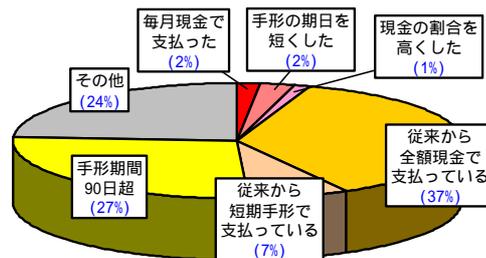
設問

本方式の実施により、下請会社に対する支払形態は変化しましたか。

【元請(85人)】
(対象者:現場代理人)

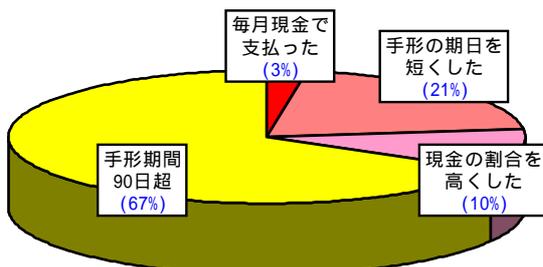


【下請(282人)】
(対象者:下請)

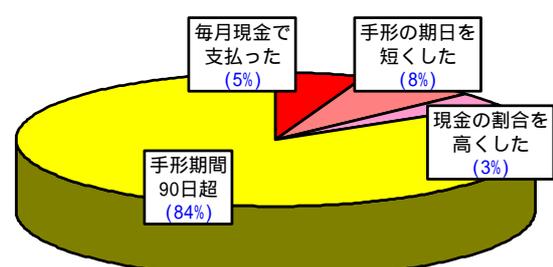


(従来から全額現金または短期手形で支払っている者を除いた、元請46%(39人)、下請32%(91人)を対象に分析)

【元請(39人)】
(対象者:現場代理人)



【下請(91人)】
(対象者:下請)



元請30%（23%）、下請11%（16%）が、支払請求から支払までの間隔が短縮されたと思うと回答した。

【具体的な意見】

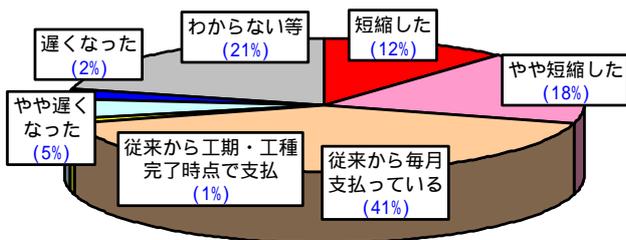
- 「下請業者及び資材納入業者からの請求後に、以前より期間をおかずに支払ができた」（経理担当者（請負者））
- 「出来高精算することにより、銀行への借入れが発生しなくなり資金繰りが楽になった」（経営者）*
- 「定期的な毎月払により労務、機械、資材の調達がスムーズになった」（下請）
- 「立替払が減少した」（下請）
- 「借入金の金利負担が減少した」（下請）
- 「労務費の割合が多い場合、出来高払で助かる」（下請）*
- 「元請からの支払が早くなった分、二次下請会社への支払が早くなった」（下請）*

設問

工事代金の支払請求から実際に支払われるまでの時間が短縮されたと思いますか。

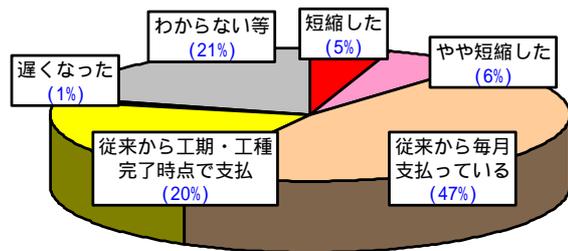
【元請(85人)】

(対象者: 経理担当者(請負者))



【下請(282人)】

(対象者: 下請)



4. 「受注者の財務状況の改善」

元請44%（44%）、下請29%（36%）が、本方式により、借入金の削減、資金計画が立てやすくなり財務状況改善の効果があると感じている。

【具体的な意見】

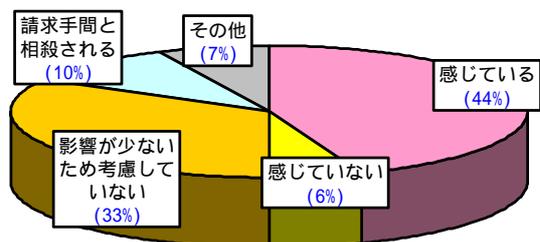
（効果があると感じる）

- 「工事代金の立替が少なくなり資金運用が楽になると思う」（経理担当者（請負者）、経営者）
- 「借入金がなくなり出来高に応じた労務、資材の調達がしやすくなった」（下請）
- 「前払金と異なり使途が拘束されていないため、資金繰りが楽になる」（経営者）
- 「元請から現金で受け取ることのでき、二次下請に現金で速やかに支払うことで信用不安がなくなる」（下請）*
- 「現金により支払われることにより、月々の収支で財務状況がわかりやすい」（下請）
- 「従来であれば手形割引に手数料が発生したが、本方式では手形割引に伴う手数料が削減される」（下請）*
- 「工期後半は資金繰りに従来よりメリットがあった」（経理担当者（請負者）、経営者）*
- 「借入金、支払利息が減少し、経営が安定した」（経理担当者（請負者）、経営者、下請）*

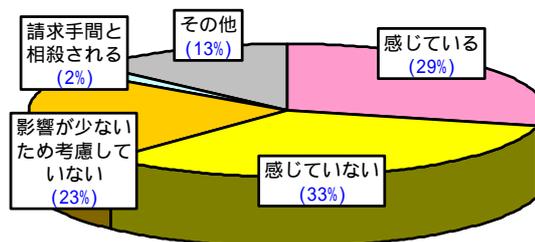
設問

本方式の実施により、借入金の削減、資金計画が立てやすくなるなど、なんらかの財務状況改善の効果があると感じますか。

【元請(170人)】
 (対象者: 経理担当者(請負者)、経営者)



【下請(282人)】
 (対象者: 下請)



元請60% (53%)、下請66% (74%) が、仮に、ほとんどの現場で、短い間隔で支払が実施されれば会社の経営は楽になると思うと回答しており、本方式が広く普及することによる財務状況改善への期待感がうかがえる。

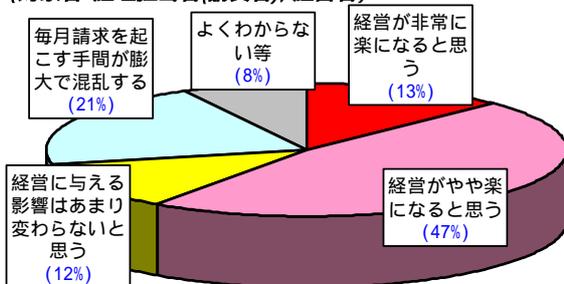
また、前問において、財務状況改善の効果があると感じていない、影響が少ないため考慮していないと回答した元請39% (30%)、下請56% (42%) を対象に分析しても、仮に、ほとんどの現場で、短い間隔で支払が実施されれば会社の経営は楽になると思うとの回答が、元請72% (64%)、下請64% (76%) から得られている。

設問

仮に、ほとんどの現場で、受発注者間、元請 - 下請間で短い間隔で支払が実施されたら、会社の経営に与える影響はどのくらいになると思いますか。

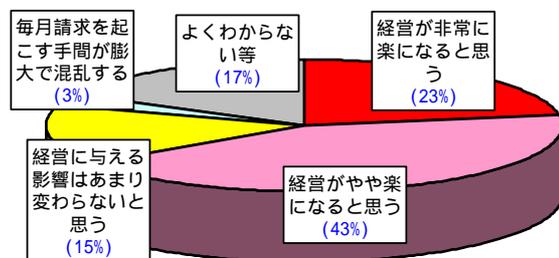
【元請(170人)】

(対象者: 経理担当者(請負者), 経営者)



【下請(282人)】

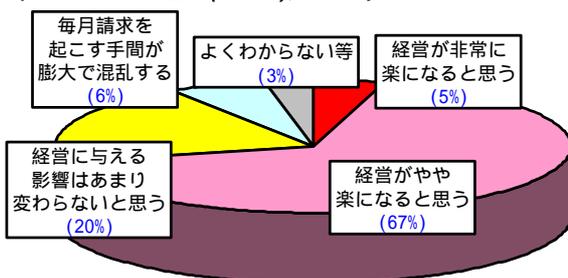
(対象者: 下請)



(前問において、財務状況改善の効果があると感じていない、影響が少ないため考慮していないと回答した元請39% (66人)、下請56% (158人) を対象に分析)

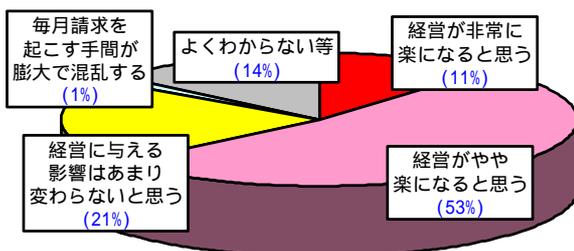
【元請(66人)】

(対象者: 経理担当者(請負者), 経営者)



【下請(158人)】

(対象者: 下請)



5. 「工事の品質の向上」

発注者側54%（47%）、請負者側57%（62%）が、工事の品質が向上する傾向にあると回答した。

【具体的な意見】（：発注者側、：請負者側）

「構造変更等について、随時協議を行いその都度解決できたため、現場管理の質が若干向上した」（監督員）

「施工途中で品質を確認することにより、よりよい品質を目指し、施工方法等を改善できる」（監督員）

「ポイントが絞られていることからコストや施工方法の改善点を発見しやすくなる」（積算担当者）

「照査・確認の機会が増えるため、ミスが累積せず、逐次是正できる」（積算担当者）

「これまでなら検査できなかった不可視部分も検査可能になる場合があるため、品質等に対する緊張感が、より高まると考えられる」（検査官）*

「既済部分検査時の指摘はその後の施工において是正され、最終的には品質及び出来ばえの向上が期待できる」（検査官、現場代理人）*

「回数を重ねることにより現場管理、書類の質があがった」（現場代理人）

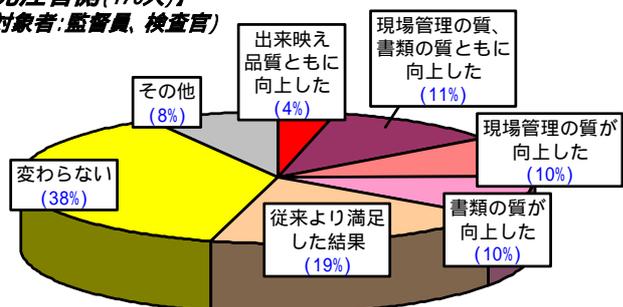
「従来より多くの検査を段階的に行うことで、出来形・品質により一層の向上意識が働く（完成時の指摘では遅すぎるから）」（現場代理人）*

「無駄のない作業方法を検討するようになり、結果として施工管理が向上した」（現場代理人）*

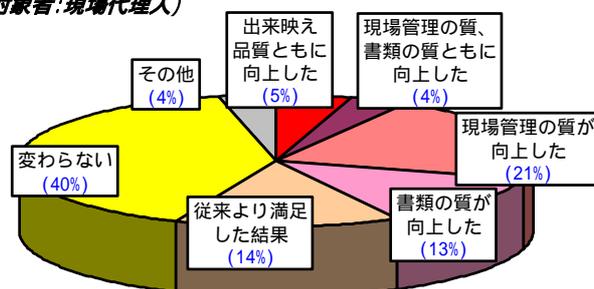
設問

部分払に際して、出来高部分の工種・工区についてポイントを絞った確認・検査を実施することによって、より目的物の品質、書類の程度など工事の品質が向上する傾向にあると思いますか。

【発注者側(170人)】
(対象者:監督員、検査官)



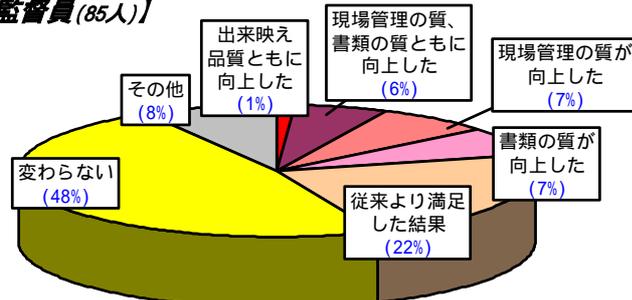
【請負者側(85人)】
(対象者:現場代理人)



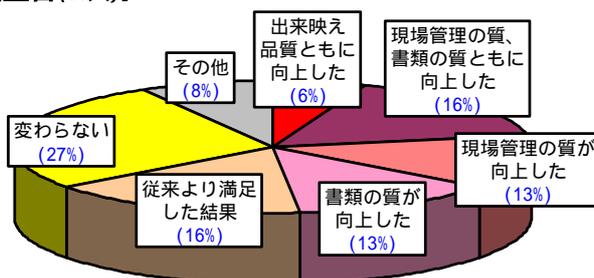
(参考)

発注者側の54%（47%）が工事の品質が向上する傾向にあると回答した。その回答を監督員と検査官に分けて分析すると、監督員では43%（39%）、検査官では64%（56%）が工事の品質が向上する傾向にあると回答し、特に、客観的に品質を検査する検査官の約6割で品質が向上する傾向にあると回答した。

【監督員(85人)】



【検査官(85人)】



品質の向上は、部分払実施回数に応じて差がみられる可能性があることから、部分払実施回数別に品質の向上に関する回答を分析した。

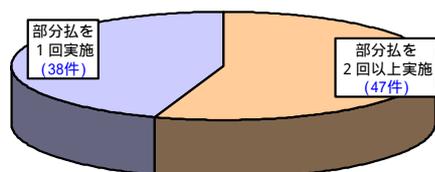
品質の向上になんらかの効果があつたという回答は、発注者側では、部分払実施回数が2回以上で61% (63%)、1回で47% (43%)であった。一方、請負者側では、部分払実施回数が2回以上で60% (75%)、1回で52% (56%)であった。

発注者、請負者とも、品質の向上に効果があつたという回答は、部分払実施回数が2回以上のほうが多く得られた。

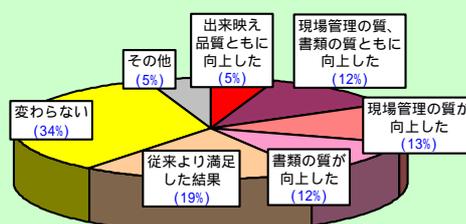
【発注者側】

(対象者：監督員、検査官)

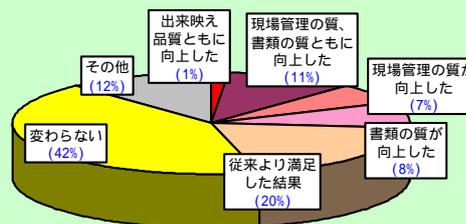
部分払実施回数



【設問】部分払を実施することによって、より目的物の品質、書類の程度など工事の品質が向上する傾向にあると思いますか



【部分払を2回以上実施した工事を対象とした場合】

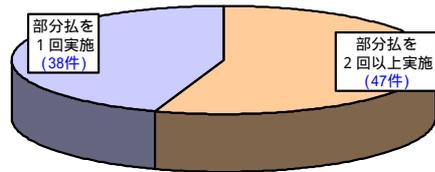


【部分払を1回実施した工事を対象とした場合】

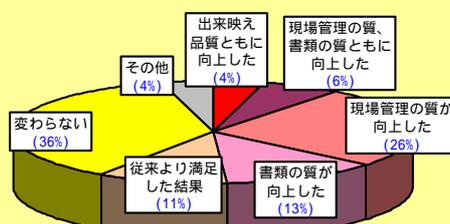
【請負者側】

(対象者：現場代理人)

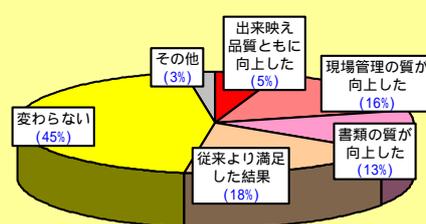
部分払実施回数



【設問】部分払を実施することによって、より目的物の品質、書類の程度など工事の品質が向上する傾向にあると思いますか



【部分払を2回以上実施した工事を対象とした場合】



【部分払を1回実施した工事を対象とした場合】

6. 「受発注者の技術力の向上」

発注者側32%（33%）、請負者側45%（39%）が、受発注者の技術力が向上する傾向にあると回答した。

【具体的な意見】（：発注者側、：請負者側）

（技術的な向上はあると思う）

「数回の検査を受けることによって、検査官・発注者・受注者3者のディスカッションの場が増え、相互の技術向上につながる」（検査官）

「出張所・現場・事務担当まで工事に携わるあらゆる人が、工程やコストなど様々な総合的な技術に対して意識を持つようになったと思う」（積算担当者）*

「完成検査と比べ、ポイントを絞った検査となるため、内容を深く追求できる」（監督員）*

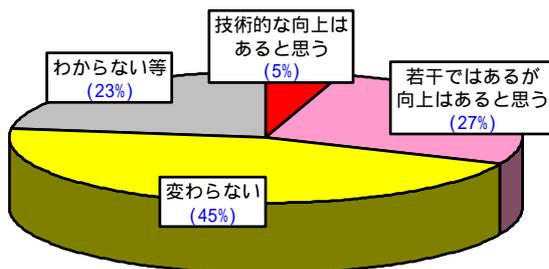
「多くの検査を受検することにより指導され、技術が向上する」（現場代理人）

設問

本方式で、受発注者間で行う協議、出来高の確認、ポイントを絞った既済部分検査、工事の進捗状況に応じた工事コストの把握等を行う過程において、全体として技術的な向上はあると思いますか。

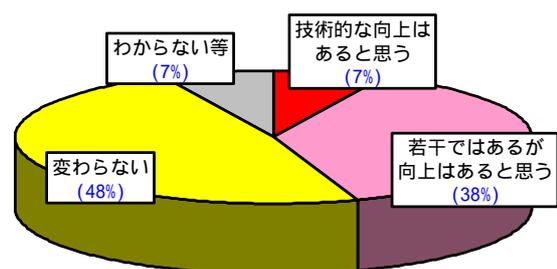
【発注者側(255人)】

(対象者:監督員、積算担当者、検査官)



【請負者側(85人)】

(対象者:現場代理人)



アンケート結果から得られた主な課題

1. 「試行工事の対象範囲」

- 効果があるという意見が多い工事は、**工種・工区等の区切りが明確なもの、工期が長いもの、構造変更要素の少ないもの**で、例えばトンネル工事や舗装工事等という意見であった。
- 効果があまりない(発現しにくい)という意見が多い工事は、**工期が短いもの、工事金額が小さいもの、大幅な設計変更のある工事(概算発注工事等)**等という意見であった。

()は件数

【効果があるという意見が多い工事】 (:発注者側、 :請負者側)

監 督 員：大規模工事(工期)(17)、トンネル工事(16)、工種工区の区切りが明確な工事(16)、舗装工事(11)、構造変更要素の少ない工事(9)、

積算担当者：大規模工事(工期)(17)、工種工区の区切りが明確な工事(16)、舗装工事(15)、トンネル工事(11)

検 査 官：舗装工事(19)、トンネル工事(16)、大規模工事(工期)(14)、橋梁工事(11)、工種工区の区切りが明確な工事(11)

経理担当者：大規模工事(工期)(16)、工種の区切りが明確な工事(14)
(発注者)

現場代理人：大規模工事(工期)(16)、工種の区切りが明確な工事(14)、トンネル工事(10)

【効果があまりない(発現しにくい)という意見が多い工事】 (:発注者側、 :請負者側)

監 督 員：小規模工事(工期)(25)、大幅な設計変更のある工事(概算発注工事等)(20)、小規模工事(金額)(5)

積算担当者：小規模工事(工期)(23)、大幅な設計変更のある工事(12)、小規模工事(金額)(4)

検 査 官：大幅な設計変更のある工事(20)、小規模工事(工期)(16)

経理担当者：小規模工事(工期)(20)、大幅な設計変更のある工事(9)
(発注者)

現場代理人：小規模工事(工期)(20)、大幅な設計変更のある工事(11)

2. 「部分払の頻度」

- 部分払の頻度は、発注者側では
工種・工区の区切りが良いとする意見が52%（49%）、
3ヶ月に1回とするが22%（18%）であった。
- 部分払の頻度は、請負者側では
工種・工区の区切りが良いとする意見が49%（56%）、
3ヶ月に1回とするが25%（33%）であった。

【具体的な意見】（：発注者側、：請負者側）

（毎月1回）

「毎月実施されることにより、品質、出来形管理がより充実し、検査時間も短縮される」（検査官）*

「支払回数が多いほうが、請負業者の資金繰りがし易い」（経理担当者（発注者））*

「出来高が細やかに確認されれば、区切りがつき、天災で被災した場合の補填も正確に受けられる」（現場代理人）*

（工種・工区の区切り）

「出来高の算定が容易」（監督員、現場代理人）

「工程、工区で区切れれば下請業者の入替時期と重なり支払が可能」（監督員）

「出来形の確認が明瞭」（経理担当者（発注者））

「工種の途中で出来高資料を作成しないため、完成図書としてそのまま使用できる」（現場代理人）

（3ヶ月に1回）

「1年以内の工期から判断して適切」（積算担当者、現場代理人）

「あまり高い頻度で部分払を実施すると負担が多すぎる」（経理担当者（発注者）、検査官、現場代理人）*

「区切りのよい時で実施すると支払間隔が実施工程に左右されるため、一定期間（間隔）で行うのがよい。」（監督員、積算担当者）*

「3ヶ月であれば進捗があがる」（現場代理人）

（その他）

「期間により出来高の増加割合が大きく変動する工事では、部分払時期を期間ではなく出来高率で決めるべき」（検査官）*

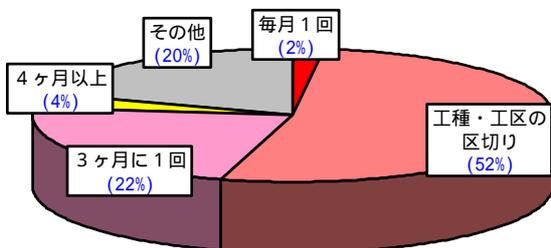
「工事工程表とあわせて既済部分検査の時期を決めておく。」（経理担当者（発注者））*

設問

部分払の適切な頻度はどう思いますか。

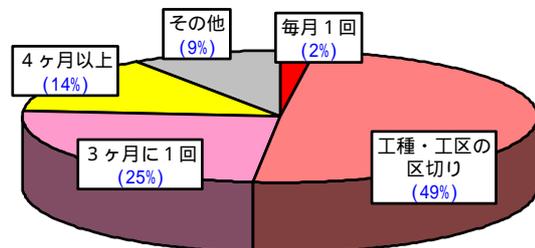
【発注者側(340人)】

(対象者:監督員、積算担当者、検査官、経理担当者(発注者))



【請負者側(85人)】

(対象者:現場代理人)



3. 「単価合意」

単価合意については、**発注者側58%（59%）、請負者側98%（100%）が行ったほうが良い**と感じている。

なお、**単価合意を行った工事は、9%（8件）**であった。

【具体的な意見】（○：発注者側、△：請負者側）

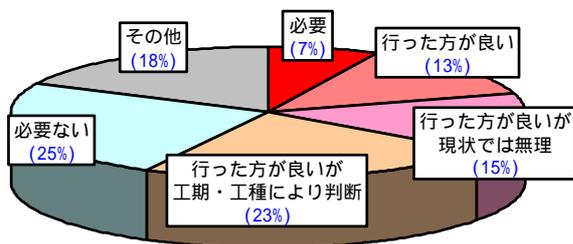
- 「新規工種が生じた場合、単価合意作業が契約変更のたびに起こるため、時間・労力を要する」(積算担当者)
- 「工事費構成書があれば必要ない」(積算担当者)
- 「単価の合意を行うとともに、諸経費相当額算出の簡略化を行ったほうが良い」(監督員)
- 「従来に比べ、工種毎のコスト意識の向上や不確定要素の減少により予算管理が容易になるなどのメリットはあったが、変更後の単価合意協議に伴う資料作成に労力を要した」(現場代理人)
- 「様式を統一したほうが良い」(現場代理人)
- 「着手前に単価合意し、変更分は完成時に調整する」(現場代理人)*
- 「単価協議で各工種の単価が把握できたため、数量の変更に伴う金額の増減が確認・把握できた」(現場代理人)*

設問

部分払の請求に対する支払額の算定・決定をより円滑に実施するために契約当初に単価等の合意を行うことについてどう思いますか。

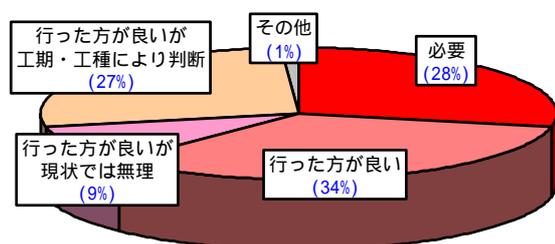
【発注者側(255人)】

(対象者:監督員、積算担当者、経理担当者(発注者))



【請負者側(85人)】

(対象者:現場代理人)

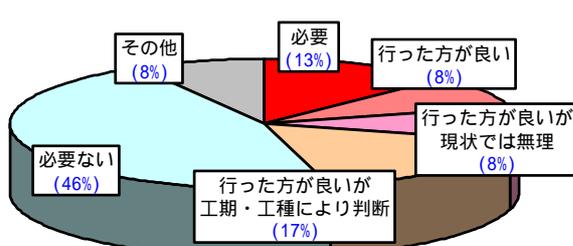


(参考)

単価合意を行った工事9%（8件）について分析すると、単価合意について、**発注者側46%、請負者側100%が行ったほうが良い**と感じている。

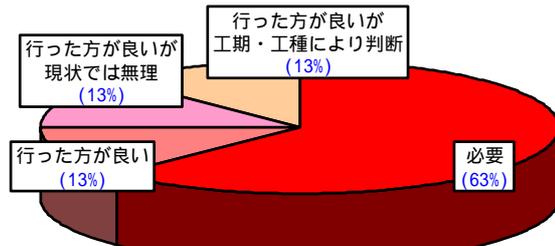
【発注者側(24人)】

(対象者:監督員、積算担当者、経理担当者(発注者))



【請負者側(8人)】

(対象者:現場代理人)



4. 「前払金」

本方式で必要な前払金について、請負者は、**40%程度必要だとする意見が44%**（44%）、**30%程度以下を選択した意見が43%**（41%）であった。

【具体的な意見】

「それぞれの工事にあつた前払金というものがあると思われるが、本方式ならば問題ないと思われる」（現場代理人）*

「前払金が40%程度であれば、残りの60%は出来高に応じて部分払が行われるので、理想的なものと思われる」（経理担当者（請負者））

「労務費の支払は毎月必ず発生するので前払金は必要である」（経理担当者（請負者））*

「部分払の回数及び工期を考慮したほうが良く、部分払回数が多ければ、前払金は少なくても良い」（現場代理人）

「部分払に必要な書類・検査が簡素化され負担が無ければ、前払金を減らしてもよい」（経営者、現場代理人）

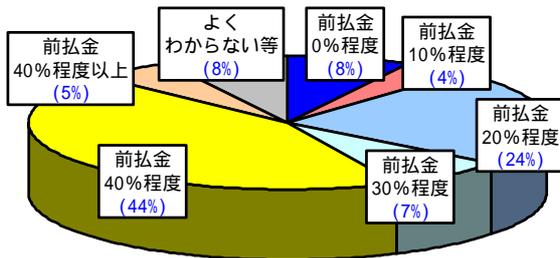
「前払保証金の負担が無くなるため、前払金は無くても良い」（経理担当者（請負者）、経営者）*

設問

短い間隔で出来高に応じて部分払が行われる本方式では前払金はどの程度必要だと思いますか。

【請負者側(255人)】

(対象者:現場代理人、経理担当者(請負者)、経営者)



5. 「部分払の対象範囲」

工種によっては、出来高の取扱について各試行工事で協議し、適宜判断したものがあつた。

工 種	実 施 方 法 (:発注者側、 :請負者側)
品質確認まで時間を要する工種	<p>試行では、除いた 品質確認後対象とした 短期での試験成績により推定し判断した* 出来高が確認可能なものは対象とした 完了時で確認後に支払対象とした 所定の期間経過後に対象とした(コンクリート) コンクリート工は、型枠組立・打設・型枠解体に分けて支払対象とした 1週強度による推定にて確認(コンクリート)*</p>
仮設工のような一式計上の工種	<p>試行では、除いた 設置・撤去で一式となるため計上しなかった 目標物が完成したもののみ対象とした 設置費及び積算上の損料期間を対象とした 本体の施工に必要な部分なので、履行報告書の進捗率等を参考に対象とした* 直接工事費の出来高比率に応じて対象とした 完了時での支払対象とした 矢板工は打込完了時60%支払対象、引き抜き時40%支払請求とした 対象物が確認できるものを計上した 設置で60%、撤去で40%を設定した 一式計上であっても数量を確定する* 指定仮設図から数量を確認して支払対象に計上した*</p>
構造変更による単価変動がある工種(新工種該当外)	<p>対象外とした 対象とした 構造変更協議後に対象とした 単価アップ(当初設計の流用土からセメント系固化材による改良土への変更)のため、部分払では当初契約単価で支払した* 完了時での支払請求とした 単価の変動があつたが、協議して出来高に計上した 若干の単価増減がある場合、90%の支払を行い最終的に決定金額を合意した時点において精算した</p>
数量増減による単価変動がある工種(新工種該当外)	<p>構造変更協議後に対象とした 内数で対応した* 出来高対象外とした* 完了時での支払請求とした 若干の単価増減がある場合、90%の支払を行い、最終的に決定金額を合意した時点において精算した</p>
その他	<p>単価変動のない数量変更の場合、契約数量範囲内で精算して、超過分は契約変更後に対象とした 出来高・品質が確認された工種を対象とした 業者からの出来高報告によって現場と一致しているか確認し、その数量で既済部分検査内訳書を作成して提出する* 複合単価の場合(例えば、U字溝は布設だけで埋戻しを行っていない箇所を出来高対象外とした)、完成時で対象とした 当初数量についてのみ対象とした*</p>

6. 「設計変更協議」

設計変更協議資料の作成では、以前と変わらないという回答が発注者側66% (61%)、請負者側65% (61%)、以前より大変になったという回答が発注者側18% (14%)、請負者側18% (28%)であった。

【具体的な意見】 (:発注者側、 :請負者側)

(簡略化できた)

「短い間隔で設計変更協議を行うことにより、業務の分散ができた」(監督員)*

「早めの指示のため、早めに資料作成ができた」(現場代理人)

「最終設計変更の時間が短縮できた」(現場代理人)*

(以前と変わらない)

「設計変更内容の把握はしやすくなったが、回数が増加するため、変わらない」(積算担当者)

「契約変更時に作成していた資料をその都度作成するだけであり、変わらない」(監督員)*

「以前から、その都度設計変更協議を実施している」(現場代理人)*

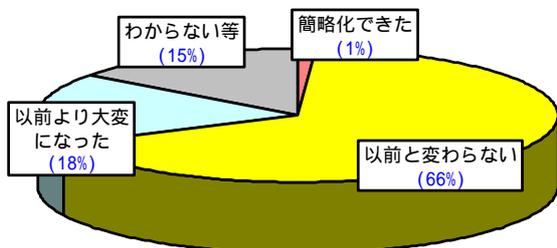
(以前より大変になった)

「概略発注の場合、構造検討および協議の後に変更協議となるため、時間を要した」(監督員)

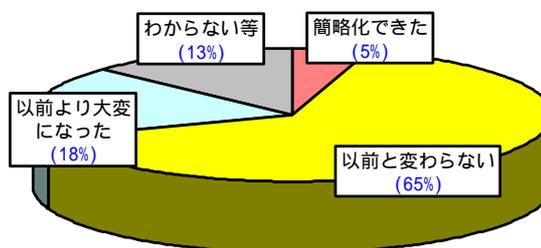
設問

変更の事由が発生してから短い間隔で設計変更協議を行うことで、変更のために準備する資料の簡略化が行えましたか。

【発注者側(170人)】
(対象者:監督員、積算担当者)



【請負者側(85人)】
(対象者:現場代理人)



7. 「下請への支払指導」

下請への支払形態について、従来から全額現金または短期手形で支払っている者を除いた、元請46% (56%)、下請32% (40%)を対象に分析すると、毎月現金で支払うようになった、手形の期間を短くした、現金の割合が高くなったとの回答は、元請34% (30%)、下請16% (25%) から得られた。

社内規定などから90日超の手形で支払うなど、出来高部分払試行実施要領どおり試行されていないケースが多く見受けられることから、今後、徹底が必要である。

出来高部分払試行実施要領(抜粋)

「4」下請業者への支払に対する指導

発注者は請負者に、一次下請業者に対する工事代金の支払は速やかに現金または90日以内の手形で支払うよう指導するものとする。」

【具体的な意見】

「下請への支払を現金払にした」(下請)

「手形の期間を短縮(120日→90日)した」(現場代理人、下請)

「元請からの入金次第、下請に支払うため、下請への入金は早くなった」(下請)

「現金の割合(50%→100%)を増やした」(現場代理人)*

「現金による入金割合が増えることが望ましい」(下請)*

「全工事が出来高部分払になった場合、現金支払がスムーズになると思われる」(現場代理人)*

設問

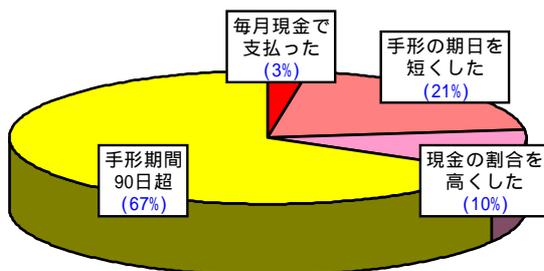
本方式の実施により、下請会社に対する支払形態は変化しましたか。

再掲

(従来から全額現金または短期手形で支払っている者を除いた、元請46%(39人)、下請32%(91人)を対象に分析)

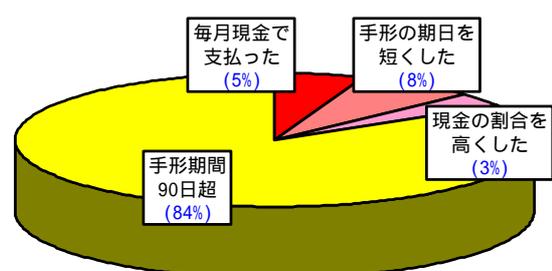
【元請(39人)】

((対象者:現場代理人))



【下請(91人)】

((対象者:下請))



実施要領に基づく現金払の指導効果があがっているという回答が発注者側20% (28%)、請負者側46% (42%)であった。

【具体的な意見】 (:発注者側、 :請負者側)

(効果あり)

「手形3割、現金7割から現金10割に変更」(監督員)

「1次下請から2次下請への支払は、すべて現金払になったので効果はあがっている」(現場代理人)*

(効果なし)

「現金100%で支払うには、当社の支払基準を変更しなければならない」(現場代理人)*

「多くの工事で部分払されないと支払規定を変更できない」(経営者)

「支払方法を変更するには時間が必要である」(現場代理人)

「効果をあげるには、本方式を十分理解し、元請・下請共に全社挙げて取り組むことが必要」(下請)*

(よくわからない)

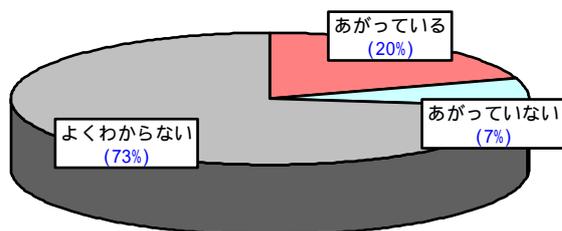
「下請に支払確認までは行っていない」(監督員)

「従来から現金払をしているため、効果の有無はわからない」(経営者)

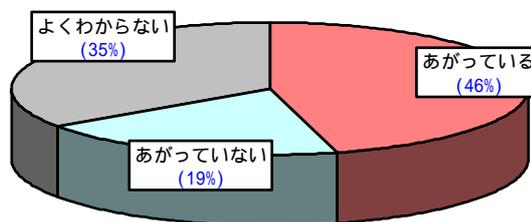
設問

下請業者への支払に対する指導(下請業者に対する工事代金の支払は速やかに現金等で支払うこと)の効果はあがっていますか。

【発注者側(85人)】
(対象者:監督員)



【請負者側(170人)】
(対象者:現場代理人、経営者)



8. 『出来高報告及び確認作業』

出来高報告及び確認作業量については、出来高確認資料の作成及び確認の作業量が増加したという回答が発注者側61%（50%）、請負者側61%（67%）であり、変わらないという回答が発注者側33%（28%）、請負者側36%（28%）であった。

【具体的な意見】（：発注者側、：請負者側）

（増加した）

「出来高確認作業が工事進捗を考慮しない定期的な時期に実施されたため、作業が輻輳した」（積算担当者）

「出来高部分払するために設計変更に関する確認、打合せが多くなった」（積算担当者）

「取りまとめ作業分が若干増加している」（監督員、積算担当者）*

「出来高確認資料の作成頻度が増加した」（現場代理人、下請）

（変わらない）

「作業量が分割しているだけで総量は変わらないと思う」（積算担当者）*

「本試行に当たり、受発注間にて出来高報告書の様式を双方にて確認し、スムーズに遂行している」（現場代理人）*

（やや減少した）

「その都度設計変更を行ったため、最終変更の項目が少なくて済んだ」（積算担当者）*

（その他）

「既済部分検査を主任監督員が行えるような制度にできれば良いと思う」（監督員）*

「中間前払金と同様に、主任監督員が出来高を認定するだけで支払が出来ないか」（積算担当者、現場代理人）*

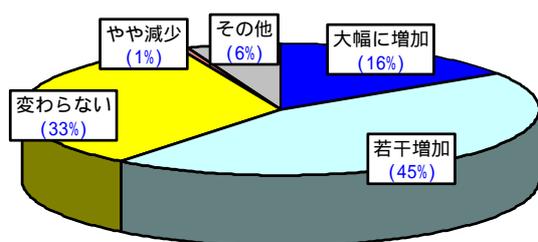
「途中段階での出来形図面など、部分払用の資料作成が負担となった」（現場代理人、下請）

「監督員が出来高を現場確認するため、立会準備や検測補助で負担となった」（現場代理人、下請）

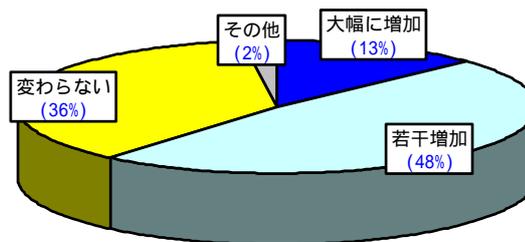
設問

本方式導入に伴い出来高報告及び確認作業における作業量は増加しましたか。

【発注者側(170人)】
(対象者:監督員、積算担当者)

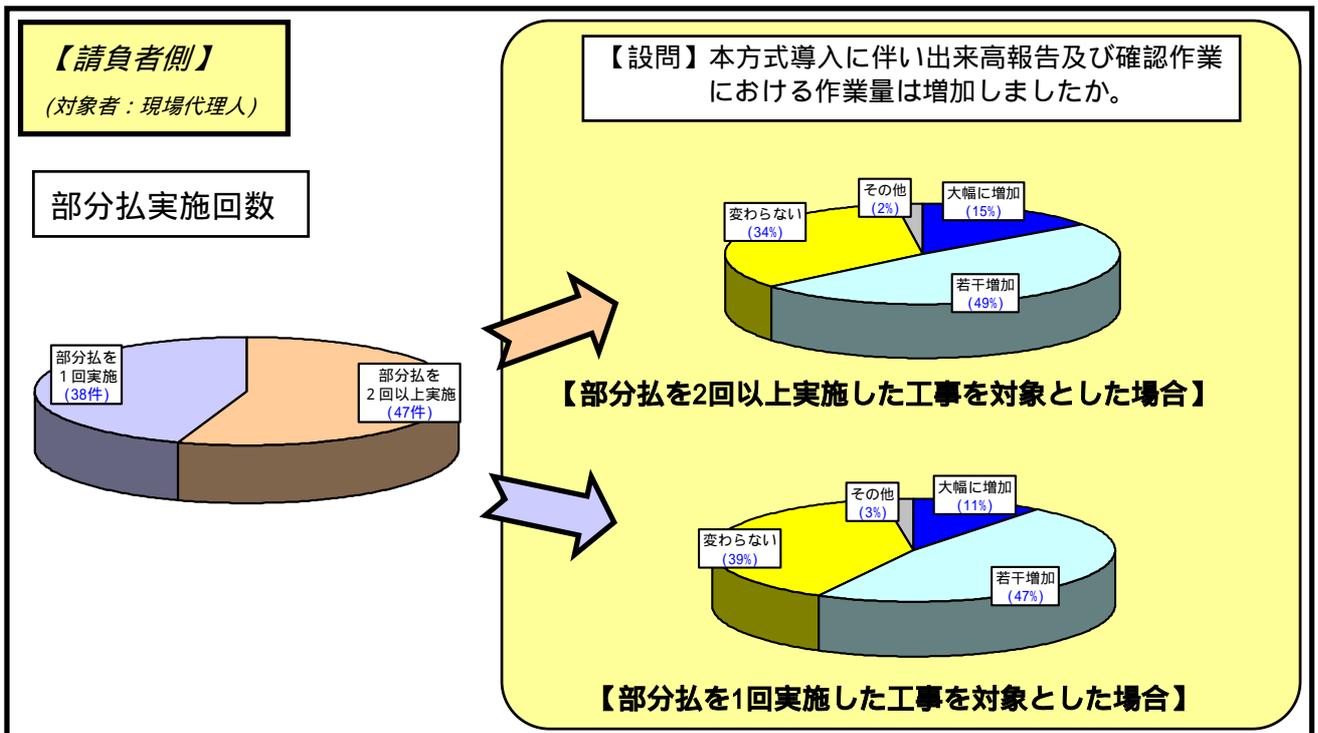
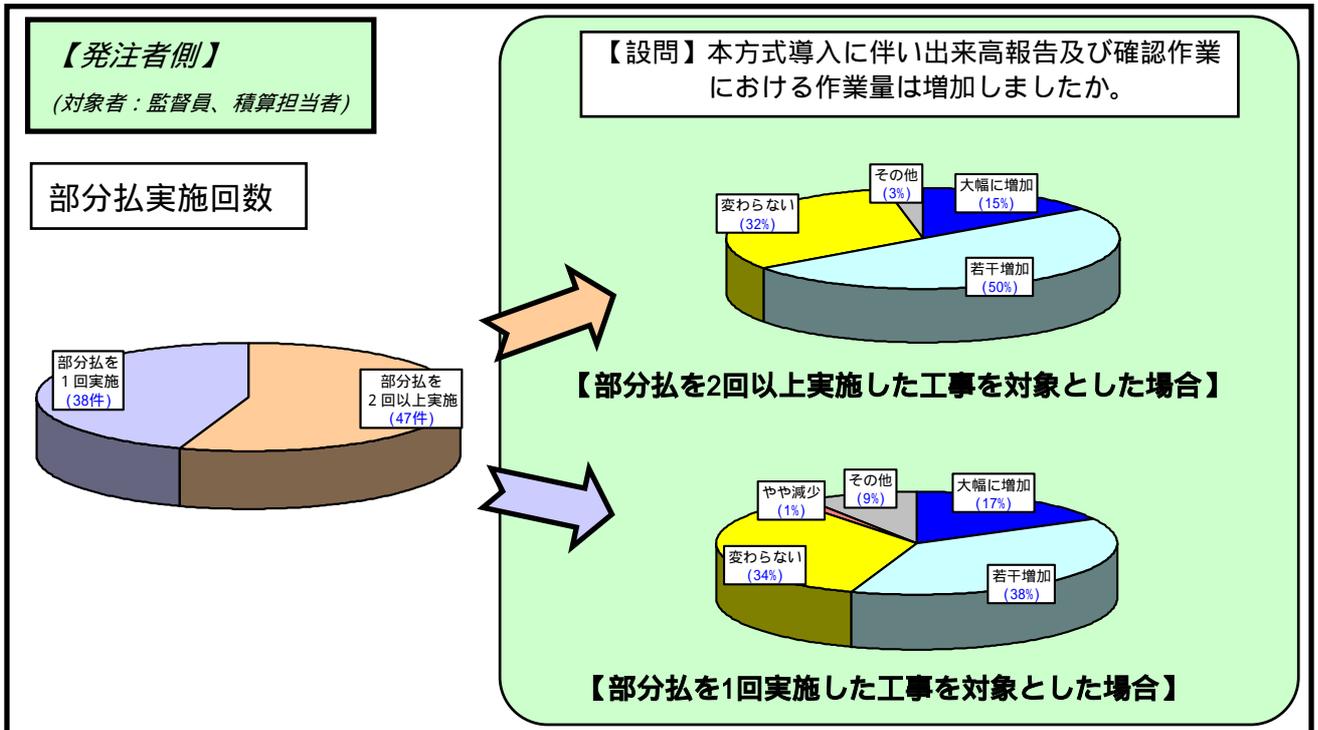


【請負者側(85人)】
(対象者:現場代理人)



出来高報告及び確認作業量は、部分払実施回数に応じて差がみられる可能性があることから、部分払実施回数別に出来高報告及び確認作業量に関する回答を分析した。

出来高報告及び確認作業量が「増加した」という回答は、発注者側では、部分払実施回数が2回以上で65% (63%)、1回で55% (46%)であった。一方、請負者側では、「増加した」という回答は、部分払実施回数が2回以上で64% (100%)、1回で58% (57%)であった。
 部分払実施回数が2回以上のほうが、「増加した」という意見がやや多くなっている。



9. 『既済部分検査の作業量』

既済部分検査・受検の作業量については、検査回数の増加や受検準備作業の増加など**作業量が増加した**という回答が発注者側54%（48%）、請負者側59%（50%）であり、**変わらない**という回答が発注者側31%（30%）、請負者側38%（33%）であった。

【具体的な理由】（○：発注者側、△：請負者側）

（増加理由）

「検査資料の作成」（監督員、積算担当者、現場代理人）

「検査回数・検査移動時間の増加」（検査官）

「検査資料作成と現場管理の並行作業」（現場代理人）

「検査前の清掃・準備等の雑工」（下請）

（変わらない理由）

「従来から施工過程に合わせて作成している資料を用いて実施した」（検査官、監督員、積算担当者、現場代理人）

「従来と比べて完成検査は楽であったため（トータルで見ても）作業量増は0%」（現場代理人）

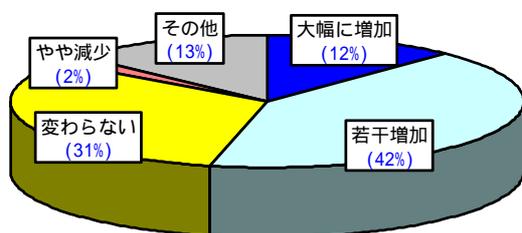
「増えている作業もあるが、トータル量ではそれほど変わらない」（現場代理人）

設問

本方式導入に伴う既済部分検査における作業量は増加しましたか。

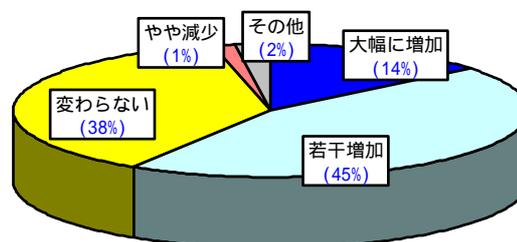
【発注者側(255人)】

(対象者:監督員、積算担当者、検査官)



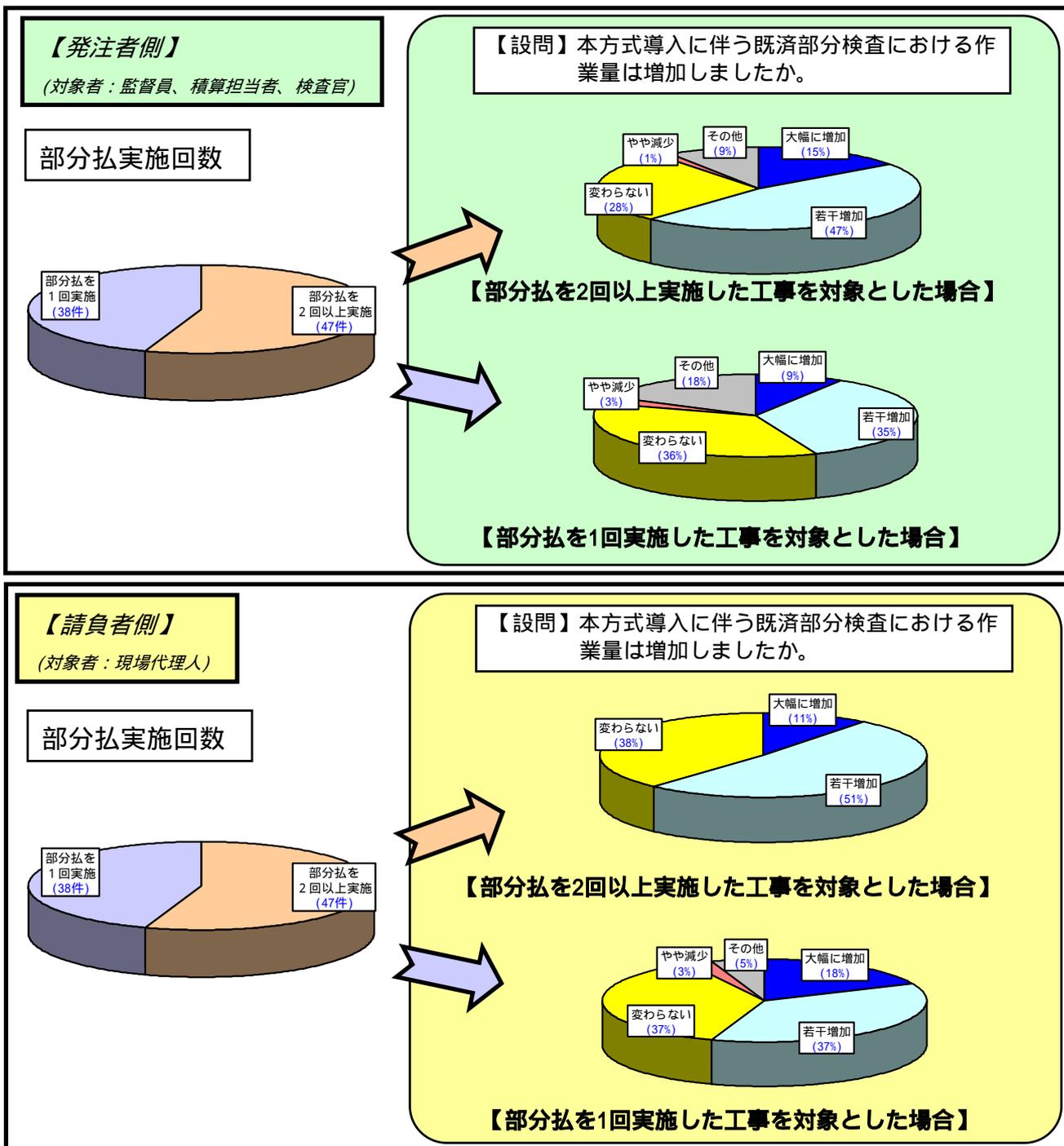
【請負者側(85人)】

(対象者:現場代理人)



既済部分検査の作業量は、部分払実施回数に応じて差がみられる可能性があることから、部分払実施回数別に既済部分検査の作業量に関する回答を分析した。

既済部分検査の作業量が「増加した」という回答は、発注者側では、部分払実施回数が2回以上で62% (59%)、1回で44% (45%)であり、また、「変わらない」という回答は、部分払実施回数が2回以上で28% (33%)、1回で36% (29%)であった。一方、請負者側では、「増加した」という回答は、部分払実施回数が2回以上で62% (75%)、1回で55% (42%)であり、また、「変わらない」という回答は、部分払実施回数が2回以上で38% (25%)、1回で37% (36%)であった。発注者側、受注者側とも、部分払実施回数に応じて、作業量が増加したという意見が多くなっており、検査の回数、移動時間の増加等が要因とみられる。



10. 「支払事務の作業量」

支払事務の作業量については、増加したという回答が発注者側76%（78%）、請負者側32%（33%）であり、発注者側0.5～2時間/1回、請負者側0.5～4時間/1回の回答が多かった。一方、変わらない、あまり負担に感じないという回答が発注者側19%（12%）、請負者側58%（44%）であった。

【具体的な理由】（○：発注者側、△：請負者側）

「常に出来高を意識するようになり、提出される書類の正確さも増した。また、支払時期に気配りするようになった」（経理担当者（発注者））

一回あたりの作業時間

（発注者）	（請負者）
0.5時間(7)	0.5時間(5)
1 時間(22)	1 時間(15)
1.5時間(2)	2 時間(10)
2 時間(18)	3 時間(5)
3 時間(7)	4 時間(4)
4 時間(6)	6 時間(2) 1
5 時間(2) 1	8 時間(1)
6 時間(1) 3	14 時間(1) 2
8 時間(1) 1	
24 時間(1) 4	
40 時間(1) 5	

1：内訳書のチェック、訂正などに時間を要した

2：様式（請求書）の打合せに出張所や事務所に向いたため（様式が決まっていれば1～2時間位）

3：内容確認のための請負者とのやり取り、先方回答までの手待ち（当然、この間は他の仕事をしている）等を含んだ合計時間のため

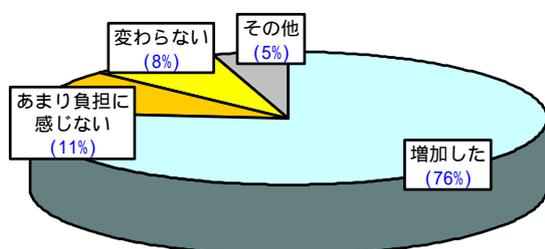
4：決裁に3日要したため、1日8時間として24時間計上した（実質は2時間程度）

5：設計書のチェックを含め慎重にチェックしているため、通常でも20時間程度要することがあり、今回は特に多くの手戻りが生じたため多大な時間を要した

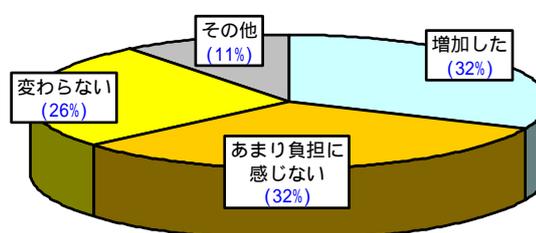
設問

前払、既済部分払の支払事務に関して経理事務の作業量は増加しましたか。

【発注者側(85人)】
 (対象者:経理担当者(発注者))



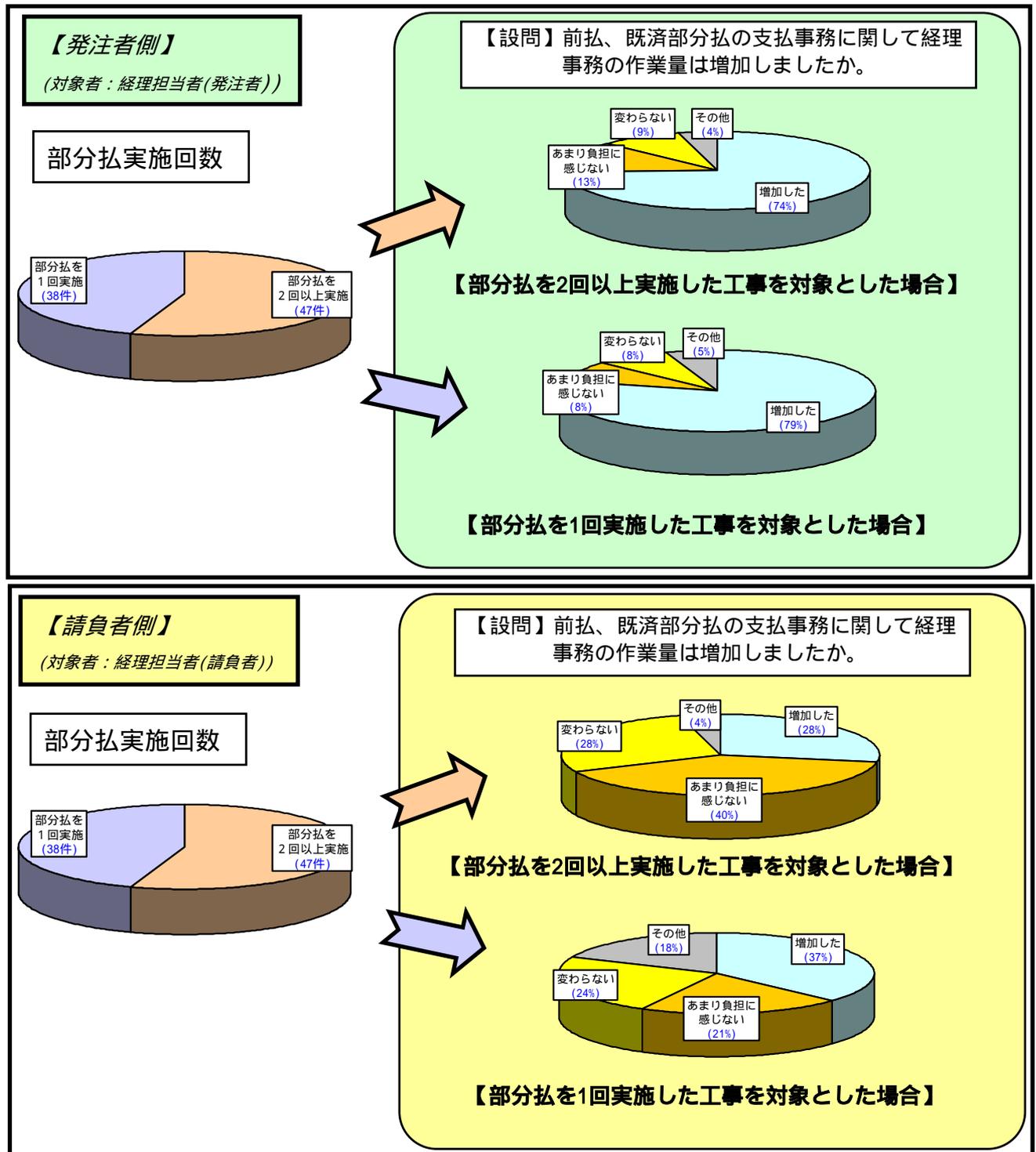
【請負者側(85人)】
 (対象者:経理担当者(請負者))



支払事務の作業量は、部分払実施回数に応じて差がみられる可能性があることから、部分払実施回数別に支払事務の作業量に関する回答を分析した。

支払事務の作業量が増加するようになったという回答は、発注者側では、部分払実施回数が2回以上で74% (75%)、1回で79% (79%)であった。一方、請負者側では、部分払実施回数が2回以上で28% (25%)、1回で37% (36%)であった。

請負者側においては、部分払の実施回数を経ることにより影響が少なくなる傾向がみられる。



平成15年度に対応した改善点 ・ 今後に向けての改善案

既済部分検査に対する作業負担が多いとの意見に対応し、検査方法や検査内容の効率化を図ることが必要。
品質確認項目の絞り込み等を行い検査の効率化を図った「**既済部分検査技術基準(案)**」を策定した
(平成16年3月30日通達)。

出来高の対象・取扱をできる限り明確にし、取扱についての効率化を図ることが必要である。

出来高の取扱について、平成16年度に方法案をとりまとめる予定。

出来高確認報告書の資料については、**日常管理で作成する資料の有効活用**を推進する(請負者が検査官への印象を懸念し、資料の体裁を重視してしまうことがある)。

平成15年度に引続き、今後も周知徹底を図る。

出来高の確認・算定が容易な方法を立案する(マイルストーン方式の採用等)。

平成16年度に海外事例の調査・分析を行う予定。

支払事務の効率化を検討する。

引続き、検討を実施する。